

年 月 日

受付No.

求人先	カナ											代表者	役職名							
	名称												カナ 氏名							
	本社所在地	〒										設立	年 月		系列					
	電話	() - (代表・直通)											資本金	払込済		年商	円			
	HP	http://										従業員数		名			株式	上場		1部
	事業内容												内大卒男		名			2部		
										内大卒女			名		非上場			地方		
										内本学卒			名		非株式			店頭		
採用担当	書類提出先	〒										採用担当者	役職名							
	e-mail												部 課							
		電話 () - ()											カナ							
		FAX () - ()										氏名								
採用条件	学科指定有・無	家政学部					文学部			理学部			人間社会学部							
		児	食(食・管)	住(居・建)	被	経	日	英	史	数物情報(数・物・情)		化学生命(化・生)		現	社	教	心	文		
	その他	大学院 可・否		既卒者 可・否		留学生 可・否			障がい者採用 有・無											
	職種	できるだけ詳しく					コース別採用 無・有		総合職・準総合職・一般職・専門職 その他()											
	勤務予定地	無・有 ()					勤務時間		平日 時 分～ 時 分											
	転勤	無・有 ()							曜 時 分～ 時 分											
	大学卒採用予定者数		前年度大学卒採用実績					休日	週休2日制(完全・隔週・月 回)			再雇用制度								
	名	名	女	名	男	名	その他()			有・無										
	初任給	年度 現行・見込					定年		歳		労働組合		有・無							
		職種						平均勤続年数		年		自宅外生		可・不可						
		基本給	円					通勤時間の目安		分まで		寮・社宅		有・無						
		手当	円					社会保険		健康・厚生・雇用・労災・その他()										
		手当	円					その他の条件												
		計	円																	
		通勤費	全額・()円迄					応募締切日		月 日 / 随時										
賞与年回	ヶ月/昇給年回 円(%)					応募方法		自由応募・その他()												
採用会試験	説明日時	場所					試験内容	筆記：語学・常識・論文・作文			必		() 履歴書							
	採用日時	場所						面接()回			要		() 成績証明書							
		事前連絡 要・不要					健康診断：			書		() 卒業見込証明書								
		事前連絡 要・不要								類		() 健康診断書								
												本人 持参・郵送								

・郵送・FAX・電子メールのいずれも受け付けております。
 ・本学求人申込書(HPよりダウンロードも可能)をご利用いただくか、貴社作成の求人票をお送りください。
 在籍調査にも是非ご協力をお願いいたします。(word/PDF) 右記 QR コードからアクセスし、ご使用ください。
 (送付先) 〒112-8681 東京都文京区目白台 2-8-1 日本女子大学 学生生活部 キャリア支援課
 T E L 03-5981-3342 F A X 03-5981-3346 E-mail. n-employ@atlas.jwu.ac.jp



自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL291115首01)により確認し、理解しました。

※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

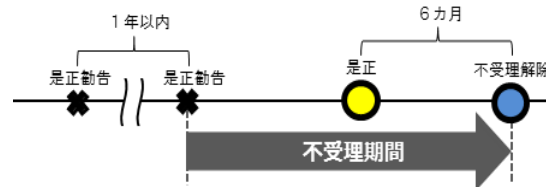
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。
 なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

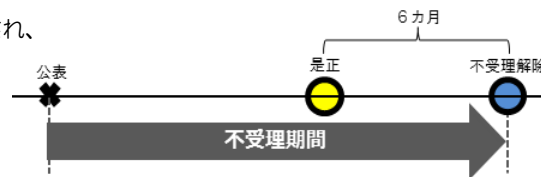
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



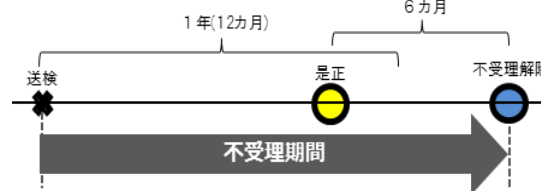
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

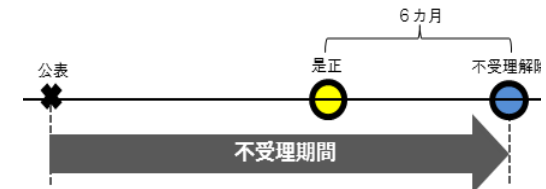
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表*され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
- ③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。